



月報

5

全缶協

(51. 5. 8 №. 113 VOL 10)

目	次
◇理 事 会	1
◇新組織化委員会	3
◇全缶協・東京木曜会	4
◇山形県加工果実需給安定委員会	5
◇みかん缶詰 J A S 受検数量、ブローケン品鑑定、輸出出荷状況	6
◇輸入食品の届出事項を改正	7
◇「赤色3号」の報道に関して	7
会 員 消 息	8

理 事 会

4月28日午後1時半から全缶協議室において、まず通常理事会提出議案として、①新組織化に関する経過報告、②50年度加工食品取引コード委託事業に関する経過報告、③51年度加工食品取引コード・システム設計委託事業に関する件、④その他を協議し、続いて定時総会提出議案として、①昭和50年度事業報告に関する件、②昭和50年度決算報告に関する件、③昭和51年度事業計画（案）承認の件、④昭和51年度会費賦課徴収方法の件、⑤昭和51年度収支予算（案）に関する件、⑥退会会員に関する

件、⑦新規加入会員承認の件、⑧任期満了に伴う役員改選の件、⑨定時総会、期日および場所決定の件、などを諮った。

本理事会には通常理事会提出議案の①、③に関連して、農林省商業課森課長補佐が臨席された。

1 新組織化に関する経過報告

現在までの新組織化に関する活動の経過報告を行なったあと、午前中の全缶協新組織化委員会の空気と方針について説明し、委員会の方針通り全缶協として譲歩できる限界の線を農林省に示し、妥協点を見つけだし、新組織化のため努力をすることで諒承、また全缶協会員は230社程度であるが、全国で問屋は1万数千店あり、まずこれらを勧誘し、メンバーを増員することにより全国の加工食品卸を網羅するこのような呼びかけ方が新組織化には近道であろうとの提案もなされた。

2 50年度加工食品取引コード委託事業に関する経過報告

「加工食品取引コード普及促進調査」—流通システムの合理化にむけて—(B5版 338P)の報告書をもとに本委託事業について、次のような経過報告を事務局より行なった。

農林省から、是非全缶協で引き受けてほしいとの要請があり、理事会の諒承を得て、6月5日から作業が開始された。専門委員10名と事務局として株JMAシステムズの上野、山本両氏が全缶協の臨時嘱託というかたちで本調査を担当、予算是510万円、対象品目は鮮生を除く、加工食品とし卸売業を中心とした観点で15回にわたる専門委員会を開催。アンケート調査は全缶協全会員、東京都食品卸同業会、中部食料品問屋連盟、京都食品卸同業会等の会員メンバー延べ500社に質

料を送り150社から回答を得た。その間に面接調査(西武、西友ストアー等)を実施した。報告書は総論、各論について各専門委員が執筆し、巻末には参考資料としてSDPを中心とした規約、契約書等を添えた。4月1日に100冊を農林省に提出し、初年度の委託事業は無事完了した。

3 51年度加工食品取引コード・システム設計委託事業について

農林省は加工食品卸の新組織化のメドに合わせて51年度委託事業を考えているが、この件に関し全缶協は新組織化のため努力するとともに、もし引き続き全缶協に委託が寄せられる場合には51年度も農林省委託事業を行なうとの方向づけがなされた。

4 事業功績者推薦

日缶協から事業功績者推薦の依頼状が寄せられており、日缶協側から推薦1名に願いたいとの非公式な意向もあるため、全缶協側からは会長一任により1名を推薦することで全員賛成した。

☆ ☆ ☆

引き続いて定時総会提出議案につき審議、次のように可決した。

1 昭和50年度事業報告

報告書(案)を朗読、原案通り承認。

2 昭和50年度決算報告

50年度収支決算書、財産目録、貸借対照表について説明、報告を行ない、承認した。

3 昭和51年度事業計画

事業計画（案）を朗読、原案通り承認され、次の6項目を柱として事業活動を展開していくことになった。

- ① 流通基盤の強化と諸施策の推進
- ② 部会活動の強化と適正需給の実現
- ③ 缶詰の啓蒙活動と消費者への対応
- ④ 流通問題に関する調査、研究
- ⑤ 情報活動の強化
- ⑥ 関連官公庁、関連団体との連携強化

4 昭和51年度会費賦課徴収方法

会費の額は前年同額とし、定時総会終了後、ただちに会費請求書を発送し、年間会費を1回で納入願うということで承認。

5 昭和51年度収支予算

収支予算（案）について説明、報告し、原案通り承認。

6 退会会員

12社から退会届けがあり、本理事会で一応退会を承認したが、なお、取引関係にある理事会社から会員継続をお願いしてみることになった。

7 新規加入会員

“全缶協会員勧誘リスト”に基づき、全国256社の候補会社に対し呼びかけるが、本リストにある会社の加入については理事会で一括して承認することと致したい旨説明、これが承認された。なお担当窓口については関西関係は大阪の理事店会社で決めていただき、北海道から中部以東は東京木曜会でさらに検討することとなった。

8 任期満了に伴う役員改選について

現在の理事21名、監事2名はそのまま全員留任願う方針とするが、現在の役員構成は、東京、愛知、京都、大阪、兵庫の大都市に限られており、

さらに全缶協の活動を充実するとともに、会活動を広く理解していただく意味からも、東北、九州地区の会員を選出してはどうかとの意見がだされ、定款の定めによる理事25名、監事3名を越えない範囲において理事増員を考えいくことになった。

また、和気会長から顧問1名を選任したいとの発言があり、これに対して全員賛成の意向が示された。

9 定時総会、期日および場所決定

日 時 昭和51年5月13日

13:30～15:30時

場 所 鉄道会館ルビーホール

12階 羽衣の間

TEL (211) 5611番

(東京、大丸デパート)

新組織化委員会

4月28日、10時30分から全缶協会議室において、新組織化委員会を開催。

①新組織化に向けての経過報告、②結成に当っての内容検討を協議した。これは午後から開かれる理事会に先立ち、本委員会として新組織化についてのあらかじめの意見統一の要があるため行なったもので、まず事務局より現在まで新組織化に取り組んできた諸作業についての経過報告を行ない、特に4月12日、食料品流通改善協会で開いた団体間打合会の説明が重点的になされた。この打合会には、全国小麦粉卸商組合連合会、全国砂糖特約店協同組合連合会、全国砂糖卸協同組合連合会、全缶協の4団体が出席しているが、引き続き4月14日、農林省堤課長、和気会長との懇談

の機会が設けられ、この懇談の場における農林省側の意向等についても会長、専務理事から報告がなされた。委員会の協議のあらましは次の通りである。

- リスト表にあるような団体（砂糖、小麦粉、食油、醤油、味噌、乳製品、その他）が寄って新しい団体を設けても全く意味ないという感じがする。また、こういう団体に対して全缶協がリーダーシップをとることはできない。寄せるためにはなにか共通したテーマを考えなければならぬ。その一つに取引コードの設定があるということであろうが、それにしても団体参加の線までもって行くことは非常に困難である。
- 行政指導できる卸団体がないと農林省も困るであろう。しかし、お役所と業界との考えに大きな開きがあり、業界としてこれならできるという案を農林省に示し、相談してみてはどうか。
- もう一度、全缶協ベースで主体性をもって考えて見る必要があるのではないか。全缶協そのものの運営、全缶協自体の強化を考え、その方向と農林省の考えが一致するならば、新団体を設けてもよいだろうが、いままで余りにも農林省ベースにはまりこんで、全缶協自体の焦点がボケてしまっている。農林省のための組織をつくっても意味はない。
- 全缶協はパッカーの団体として、みかん、チエリー、筍等々、話し合いをしてきた。これができない団体にしてはならないと思う。農林省に業種別の団体についてもう少し勉強してもらいたい。次元が大分違い、ただ行政だけで解決できない問題がある。
- もっとわれわれと関係の近い、例えば製菓材料関係など個々に呼びかけることも必要である。

☆ ☆ ☆

以上活発な意見がだされ、本委員会の結論として、全缶協として譲歩できる限界の線を農林省に示し、妥協点を見つけだし、全缶協が推進母体となり、新組織化づくりをおこなう。以上を午後の理事会に諮ることになった。(理事会記事は前頁)

全缶協 東京木曜会

4月15日午後3時から全缶協会議室において東京木曜会を開催。①新規会員勧誘、②50年度事業報告書（案）、③取引コード経過報告、④その他、を協議した。

1 新規会員勧誘について

前回の木曜会で検討した通り、取り引き関係にある理事会社に口添え願うという方向に沿って“全缶協会員勧誘リスト”に基づき、北海道から鹿児島に至る各都府県の候補店計258社に対する窓口分担につき話合った。

2 新組織化について

特に議題として取りあげていなかつたが、2号議案50年度事業報告書（案）、3号議案取引コードに関連して新組織化についての経過報告と考え方について意見交換を行なつた。

この席上、和氣会長は「5月は全缶協定時総会等で多忙であるが、6月には新組織化に向けていろいろの問題点を掘り下げ、具体的に考えをまとめたい。全缶協が新組織を進めるに当っては、全缶協の原点を見失わないで、グロサリーの強力な団体を設けることである。そうした意味では法人化はメリットこそあれデメリットはほとんどないと考えている。

全缶協は創立満10年を迎えるが、グロサリー

を含め組織拡大することも必要と思う。低経済成長のなかでこれにどう対処するか、新団体はグローバリーの観点からいって、強力になっても弱くなることはない。こういうことで理事会に諮りたいと考えている」との意向が示された。

山形県加工果実需給安定委員会

4月26日、山形県庁において加工果実需給安定委員会が開催され、主として新物チェリーを中心、委員会メンバー、農産缶工組、全缶協からは会長代行として北洋商事㈱・黒田常務、果実部会代表として㈱明治屋・高崎次長およびオブザーバーとして北洋商事・宇田川課長が出席し懇談した。

1 市況説明

全缶協側：現在、市中在庫極めて少なく、年を越してからは300円以上、その後、無い物相場を呈しているのが現状で、その点からこゝ数年にはない好い環境で新物生産期を迎えることは事実である。

然し乍ら現在の相場はあくまで特殊な環境のもとであって、多くのユーザーの話でも、小売250円を上回った場合、年間需要は大きく減少することが予想されるので、この点、現在の状況で錯覚を起すことのないよう十分に考慮して生産を進める必要があると思われる。

2 51年度チェリー缶生産希望数

農産缶工組側：本年のチェリー缶製造意欲は極めて強いことが予想されるため、生産開始と同時に原料価格が高騰し、混乱することをおそれ工組として初めて生産期前に全国各パッカーの生産希望数を集計したところ、丸缶で79万、5G缶で

7万との数字が出た。

過去の需要動向を見ても、年間80～90万t位であることから、この量は妥当であると考え、そのために原料6,500t 内山形県には6,000t位を確保することに協力して貰いたい。

全缶協側：消費実数には間違いないが、その数字には問屋段階で損をして漸やく消化したものも含んでいる。したがって51年に80万t消化するためには、適正な販売価格を得られることが前提となる。

特にチェリー缶詰生産期が短いため原料集荷が過熱状態になると価格高騰と同時に加工向原料出荷が集中し、高値増産、問屋の負担で消化という従来のパターンが繰り返されるので、この点充分配慮してもらいたい。

3 産地状況

生産者側：チェリー作柄は、今後の気温、天候に左右されるととも、現在のところ平年作を見込んでいる。

昨年は、加工原料価格が安値唱えであったことから、初めから生食出荷に重点を置き、6,500tの出荷実績を見た。少なくとも加工向原料価格が不安定であると、生食を主体に考えて行かねばならない。本年は生食向け8,000tを達成したいと思っている。

もし、本年の収量が1.3万t位とすると価格面で昨年をかなり上回らないと6,000tを加工向に出荷することは困難と思う。

収量が1.5万t迄伸びれば7,000t位を加工向として出荷することが可能であるが、逆に1.3万tを割った場合は、その減量分だけ原料向け出荷を減少させねばならず、この点、本年は天候が不安定なだけに予測は難しい。

パッカー側：生産者側の話では、生食向出荷はまだ伸びすことができるということであるが、昨年のように立ち上りが早く、生出荷に最も適した天候でも 6,500t が上限であった。統計的には一昨年が生食出荷 9,000t 位となっているが、これは加工原料に購入意欲なく価格も安値であったことから、摘果をしなかったものが含まれており、これは大体この量の 2 割位とみられ、従って実質的な生食出荷量は 1,000t 前後ではなかったかと考えている。

若し、出荷時に雨でも降れば出荷量は大きく減少し、8,000t の目標達成は極めて難かしく、この点、加工向出荷にまで生食並価格を要求して行くことは再考を要する。

この点、山形県として生食と加工の比重についてどう考えているか。

山形県側：県としては長期的に見て植栽面積も増加しており、収量も 1.8 万 t の計画をもっている。一方、現在でも大規模生産農家は労力の点からも全部を生食向出荷に振り向けることは不可能であり、当然、生食、加工ともにバランスをとつて消費拡大につとめたいと思う。

4 生産者価格について

（生産者）6,000t の原料を集めるために、ここ 1、2 年のように安値では集まらないが、この点パッカー側はどういう見解なのか。

（農産缶工組）本年は議事を進め、生産者、需要者、販売者間の協調をどう計って行くかをきめていく材料として、生産予測数量及びそのために必要な原料使用量を申し上げた。

その点、どうしても 6,000t の原料が必要なのだと受け取られては困る。もし価格的にかなりのものを出さねば集荷が不可能であるとするならば

無理せずに集荷できる量はどの位なのか。また 6,000t 達成のためにはどの位、4,000t の場合はどの位なのか、生産者側が考え方をまとめてもらいたい。パッカーとしては、それをもとに生産量と価格の点を再検討し正式な態度をまとめたいと思う。

この点、席上、パッカー側から原料価格を云々することは必要ないと思う。

全缶協側：販売価格は生産量との関連で左右されるもので、現在時点できれいに想定することは困難である。

昨年、二次店、ユーザーとも安値でかなりの量が出来るとして、生産シーズン中の手当を手控え成行きを見ていたところ、急な減量で虚をつかれただため、価格の反発も早く、初めからしっかりした価格が通った。

しかし、本年の場合、現在価格は常識外の線となってしまっており、これ以下の価格で買えることは必至であり、この点ある程度、出来高、原料価格等を見極めたうえで買いに入らると思う。従って、原料が高くかつ生産量が 80% 達成ということであれば、二次店の仕入態度は慎重で先行き相場が崩れることも予想され、この点、生産者側は十分考慮される必要がある。

5 結論

以上、生産側、需要側とともに考え方述べたにとどまり、実際の動きは今後山形県の缶協、生産者組合間で徐々に煮詰まって行くものと思われる。

〔みかん缶詰 JAS 受検状況〕

日本蜜柑缶詰工業組合がまとめた昭和 51 年 4 月 20 日現在の内販向けホール品 JAS 受検状況

は次の通りである。なお、これは50年度の最終数の集計である。（実函）

[内販向けホール品]

缶型	数量	缶型	数量
1/06	60 2,059	2/24	75 1,630
3/24	74,507	4/24	3,444,321
5/48	2,007,849	5/24	16 7,776
6/48	17,327	ツナ1/24	2,946
	計 7,068,415		

(前年 3,485,449 前々年 7,252,381)

[プローケン品鑑定状況]

缶型	数量	缶型	数量
1/06	8,719	2/24	16 8,045
3/24	10,634	5/48	673,067
5/24	1,991		
	計 86 2,456		

(前年 766,186 前々年 1,287,149)

[輸出向けみかん缶詰出荷状況]

缶型	数量	缶型	数量
1/06	59,497	2/24	159,386
4/24	220,894	5/24	1,995,047
5/48	1,318,449		
	換算計 2,769,110		

(前年 4,518,082 前々年 4,594,792)

輸入食品の届出事項を改正

厚生省では50年12月1日付で食品衛生法施行規則第15条に規定する食品及び添加物の輸入届出事項を改正したが、本年3月1日から施行となった。

この改正は輸入食品が食品衛生法違反、あるいは輸入検査で不合格となるケースのなかで添加物

を原因とするものが多く見られるところから改正となったもので、今後食品を輸入する場合は十分に事前調査を行うことが要請され、特に使用基準の定められているものについては、使用量および使用対象の食品をチェックすることが望まれている。

この改正規定は輸入届書に食品に含まれる添加物の品名と製剤に含まれる化学的合成品の成分名の二項目につき記載を義務づけており、その要旨は次の通りである。

※ 輸入した食品に次の添加物を含む場合は届書にその添加物名を記載する（施行規則第15条第3号）

(1) 化学的合成品（着色料を除く施行規則別表2に掲げる添加物及び指定外添加物（不許可品目））

(2) 規格基準の定められた天然添加物（カゼイン、活性炭など）

※ 輸入した添加物が化学的合成品（着色料を除く）を含む製剤であるときはその成分を記載する（施行規則第15条第4号）

「赤色3号」の報道に関して

赤色3号（エリスロシン）について、最近一部消費者団体等からその安全性が問題とされているが、これに関して現在米国ではパーマネント・リストに載せられていて、安全性の高い色素として扱われており、米国に限らず広く国際的にも使用されている。また、わが国においても昭和46年4月にさくらんぼ缶詰の製造にはこの赤色3号のみに切りかえ、現在引き続き使用中である。この

赤色 3 号が問題とされたきっかけは、赤色 3 号が細菌に対し突然変異性の作用を示し、また、動物の発育を阻害するという二つの研究結果が新聞報道されたことによっている。この件に関し缶詰業界では、ブランドオーナーを中心に、その実情と今後の問題等につき話し合いを行なっているが、去る 4 月 2 日、日本缶詰協会での席上で、同協会の平野常務理事は大要次のような状況説明を行なった。

1. 赤色 3 号の細菌に対する突然変異性の作用についての研究は、国立がん研究センター生化部長河内卓氏を中心となり実施されたもので、供試した 30 種の化学物質中赤色 3 号を含む 7 種が突然変異性物質の疑いがあるとして報道されたが、赤色 3 号についてはプラス・マイナスという結果であり、いずれとも断定できないとされている。この細菌による突然変異性物質に関する試験はあくまで予備的なスクリーニングテストであり、更に動物試験により確認する必要がある。なお、妊娠マウスを使った動物実験の結果についても一部で報道されているが、これは 60 週間にわたり、頭部に皮下注射を行なって実験した結果であり、これによる判定もプラス・マイナスとされている。
2. 奈良県立医科大学の螺（つぶら）義彦教授らは、赤色 2 号及び赤色 3 号について、ネズミを使用し飼料に各 2 % の色素を混合し、1 年間にわたり飼育した結果、赤色 3 号を与えた群では体重の減少を示したが、悪性腫瘍の発生は認めなかつたと報道されている。
3. 国際食品規格委員会食品添加物部会では、1975 年の会議において、赤色 3 号の ADI (1 日摂取許容量) を従来の 0 ~ 1.25 mg/Kg/ 日

から 0 ~ 2.5 mg/Kg/ 日に改められ、より安全性が高いことが立証された。なお、赤色 3 号は赤色 2 号とともに、現在、暫定的に承認されているが、近く最終的に決定を見る予定である。

4. 赤色 3 号は国際的に広く使われており、米国では永久リストに収載され、安全な色素として認められている。世界主要 22ヶ国中、1964 及び 1974 の時点に使用を許可していない国はハンガリー、ポーランド、ポルトガル及びソビエトの 4 国である。

会員消息

〔組織変更〕

○ 三菱商事㈱（千代田区丸の内 2-6-3）では 4 月 1 日より組織変更を行ない、従前、食品マーケティング部にて取扱っていた、一般加工食品類の内販、輸入取引業務に加え、壇缶詰食品類の輸出、外国取引業務を取扱うことになり、新「食品第一部」に改組発足した。

食品第一部部長 相沢 徹氏

“ 課長 角谷 泉氏

電話 (03) 210-6811

全国缶詰問屋協会 Japan Canned Food Wholesalers Association

〒103 東京都中央区日本橋室町 2 丁目 6 番地 江戸ビル 4 階
電話 東京 03(241) 6568・6569 番